資料１－２

災害現場における本人以外からの個人情報の収集について

【諮問の趣旨】

１　個人情報の収集目的

災害時における経験不足等による職員の危険予知能力の低下により、重大事故等が発生する蓋然性が高まっている状況等にあることから、次の①～③の目的で利用するため、災害撮影用電子機器（ウェアラブルカメラ）を現場活動隊に配備するなどして、災害現場での消防活動状況を映像に記録することを検討している。

① 災害時対応（災害発生時での利用）
② 評価・事後検証（災害現場で状況判断や安全管理体制について）
③ 職員の教育資料（経験不足を補う人材育成資料）

２　条例第７条第２項第４号該当性

（１）「① 災害時対応」について

本人から直接収集するという原則の例外について、個人情報保護条例第７条第２項第４号は、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」と規定している。

上記「① 災害時対応」を目的とする利用は、災害現場における市民の救助等を目的としており、また、災害現場という緊急時における個人情報の収集であり、本人から収集する時間的余裕はないと考えられることから、第４号の要件に該当する。

（２）「②評価・事後検証」及び、「③ 職員の教育資料」について

「② 評価・事後検証」や「③ 職員の教育資料」を目的とする利用が、これらを推進することで、ノウハウの蓄積や知識・技術の向上が図られ、将来、災害が発生した際に助けられる市民の増加や、活動中に殉職する消防職員の減少につながるところ、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない」の要件に該当するかどうかを検討する。

②及び③を目的とする利用は、結果として、将来の市民や消防職員の生命等の安全を守ることにつながるものの、その一義的な目的は、事後検証や職員の教育であって、災害現場にいる市民や消防職員の生命等を守るためではないことから、②及び③の目的で個人情報を収集することは、第４号には該当せず、また、第１号から第８号（第４号を除く）にも当たらない。

３　条例第７条第２項第９号による諮問

「② 評価・事後検証」や「③ 職員の教育資料」の目的で個人情報を含んだ映像情報を収集し、これを活用することにより、ノウハウの蓄積や知識・技術の向上が図られ、将来、災害が発生した際に救助される市民の増加や、活動中に殉職する消防職員の減少につながる。

また、災害発生時における収集であることから、その場で本人から直接収集する時間的余裕がなく、本人の同意を得ることも困難であり、他に適当な収集方法がない。

したがって、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」への該当性について、条例第７条２項第９号の規定により、千葉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものである。

資料１－２

１　個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

（１）個人情報を取り扱う事務の名称

災害撮影用電子機器等の運用

（２）目的

各種災害現場において、市民の生命、身体及び財産を守るため、その被害状況及び災害活動状況の画像データ等を適宜適切に記録し、災害現場活動における事後検証や職員の教育資料等に寄与し、もって職員の現場活動能力の向上並びに安全管理体制の強化を図ることを目的とする。

２　条例第７条第２項第９号の該当性について

（１）「公益上特に必要がある」

災害現場の状況を映像として記録し、「評価・事後検証」、「人材育成資料」として活用することにより、市民や消防職員の安全の確保を図ることに資するため、公益上特に必要がある。

（２）「当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない」

当該事務を遂行するに当たっては、実際の災害現場から収集する以外に方法はなく、また、災害現場という緊急時における個人情報の収集であるため、本人から収集する時間的余裕はなく、本人の同意を得ることも困難であり、他に適当な収集方法がないことから、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない。

３　個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

千葉市消防局

４　収集する個人情報の対象者の範囲

（１）災害現場活動を目的とした対象者及び関係者
（２）災害現場活動に関係しない通行者

５　個人情報の収集方法

災害撮影用電子機器（Ｐ６　ウェアラブルカメラ写真）

６　収集する個人情報の項目

（１）画像（カメラから収集した画像）
（２）音声（カメラから収集した音声）

７　収集を行う理由

市内火災件数は、１０年前と比較して約１００件減少しており、年々減少する火災件数に比例して職員の火災現場経験が著しく低下している状況である【Ｐ７参考①】。

しかしながら、火災は減少傾向にあるが火災がなくなることはなく、令和２年度には、静岡県で３名の消防職員が殉職する大規模倉庫火災が発生するなど、殉職事案も相次いでいる【Ｐ８参考②】。また、台風、地震等の自然災害については、全国的に毎年家屋の倒壊、土砂災害等発生し人命救助活動を実施しているところだが、活動中に消防職員が殉職している案件もあり、千葉市においても令和元年に甚大な災害（建物崩落案件２件）が発生している。

以上のことから、経験不足等による職員の危険予知能力の低下により、今後当局において重大事故等が発生する蓋然性が高まっている状況である。

今後、災害撮影用電子機器等の運用体制を構築することにより、現場の状況、危険要因、安全管理措置、活動状況等について、詳細な内容を映像として記録し、活動終了後に活動現場においての安全管理措置は正しかったか。活動が出来る状況であったか等の事後検証及び経験不足を補う教育を行い、消防活動能力の更なる向上を図るほか、事故事案やヒヤリハット事案を記録した映像を事後検証資料や安全管理教育に活用することで、消防活動中の殉職・負傷事案防止を図る必要がある。

８　個人情報の管理体制について

（１）管理責任者(警防部警防課長)

記録データを適正に管理するとともに、運用に関し、運用責任者を指揮監督する。

（２）運用責任者（各消防署消防課長、各出張所長）

管理責任者の指揮監督を受け、災害撮影用電子機器（ウェアラブルカメラ）を適正に運用するため運用者を指揮監督する。

（３）運用者（運用責任者が指名する職員）

運用責任者の指名及び指揮監督を受け、災害撮影用電子機器を適正に運用する。

（４）事務局職員（管理責任者が指名する警防課職員）

管理責任者からの指名及び指揮監督を受けて、運用に関する庶務を担当する。

（５）現場最高指揮者（小隊長、中隊長、大隊長）

災害映像の撮影についての可否を判断する。

９　災害映像の撮影対象

（１）火災出動（第一出動以上）

（２）救助出動

（３）その他（現場最高指揮者が、自然災害等において、特異性・社会的影響がある災害であると判断した災害もの

１０　個人情報の取扱い（撮影後）

（１）運用責任者（消防署・出張所）は、本体記録媒体（ＳＤカード）に記録したデータを速やかに離脱、施錠可能な場所に保管し、別の未記録媒体を装着する。

（２）本体記録媒体は、運用責任者の指名する職員が、管理責任者（警防課）へ直接持参し、提出する。

（３）管理責任者は、受領した本体記録媒体から外部記録媒体（ＣＤ－Ｒ）へ記録データを移し、本体記録媒体から記録データを消去する。

（４）管理責任者は、撮影した映像を個人が特定できない画像に編集（モザイク処理等）をする。

（５）管理責任者は、外部記録媒体に移動した記録データにセキュリティ（パスワード）をかけ、施錠可能な場所（金庫、ロッカー等）で厳重に保管する。

（６）運用責任者は、運用した事実及びその後の処理について、速やかに管理責任者へ運用概要書（様式第１号）により報告する。

（７）撮影された記録データについて、運用責任者は、別紙１「記録データ（本体記録媒体）管理簿（消防署・所）」に必要事項を記載し管理する。

（８）提出された記録データについて、運用管理者は、別紙２「記録データ（本体・外部記録記録媒体）管理簿（警防課）」に必要事項を記載し管理する。

１１　記録データの活用（記録データの貸出し）

（１）使用対象（所属）

ア　消防局各課

イ　各消防署

ウ　各出張所

エ　消防学校

（２）所属長は、管理責任者（警防課）へ借用依頼書（様式第２号）により依頼する。

（３）回答書（様式第３号）により、管理責任者の使用許可の連絡を受けたら、所属長が指名する職員が、警防課へ直接出向し、借用する。

（４）所属長は、借用した記録データを施錠可能な場所（金庫、ロッカー等）で厳重に管理する。

（５）記録データの貸出しは、外部記録媒体から貸出し用外部記録媒体に複製し、セキュリティ（パスワード）をかけたものにより行う。

（６）借用したデータの複写・改ざんを行ってはならない。

（７）使用後は、所属長が指名する職員が、警防課へ直接持参し、返却する。

（８）管理責任者は、使用所属から記録データの返却を受けた場合は、記録データをすべて消去する。

（９）貸出した記録データについて、管理責任者は、別紙４「記録データ貸出管理簿（警防課用）」に必要事項を記載し管理する。

（１０）借用した記録データについて、所属長は、別紙３「記録データ借用管理簿（所属用）」に必要事項を記載し管理する。

１２　保存期間

（１）外部記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存した翌年度の４月１日を基準日とし５年とする。

（２）ただし、管理責任者（警防課）が、教育上有効な資料であると判断した場合は、保存期間を延長できる。

１３　記録データの消去

（１）管理責任者（警防課）は、保存期間が終了した記録データを消去する。

（２）管理責任者が、職員の教育上必要がないと判断した記録データは、保存期間に関係なく消去できる。

ア　火災出動において、消防活動内容が記録されていないもの。

イ　救助出動において、救助活動内容が記録されていないもの。

ウ　消防活動、救助活動において、過去の災害に類似する活動内容のもの。

（３）運用責任者（消防署・出張所）は、撮影した記録データについて、下記に該当する場合は、消去することが出来る。

ア　活動部隊がいない場合。

イ　火災出動において、出動部隊１隊以上が現場活動したが、消火実績のないとき。

ウ　救助出動において、出動部隊１隊以上が現場活動したが、救助実績のないとき。

エ　消防活動、救助活動において、過去の災害に類似する活動内容のとき。

１４　市民への周知方法

千葉市ホームページ

１５　その他資料

（１）フローチャート（別添１－１～１－３，２－１）　資料１－３

（２）千葉市消防局災害撮影用電子機器等運用要綱（案）資料１－４

資料１－２

１６　ウェアラブルカメラ写真

（１）ヘッドバンド

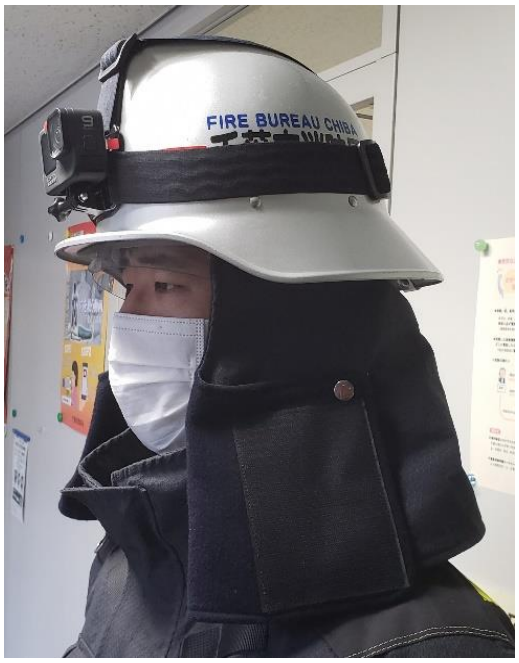

（２）ハンドラー

資料１－２

１７　千葉市の火災統計（参考①）

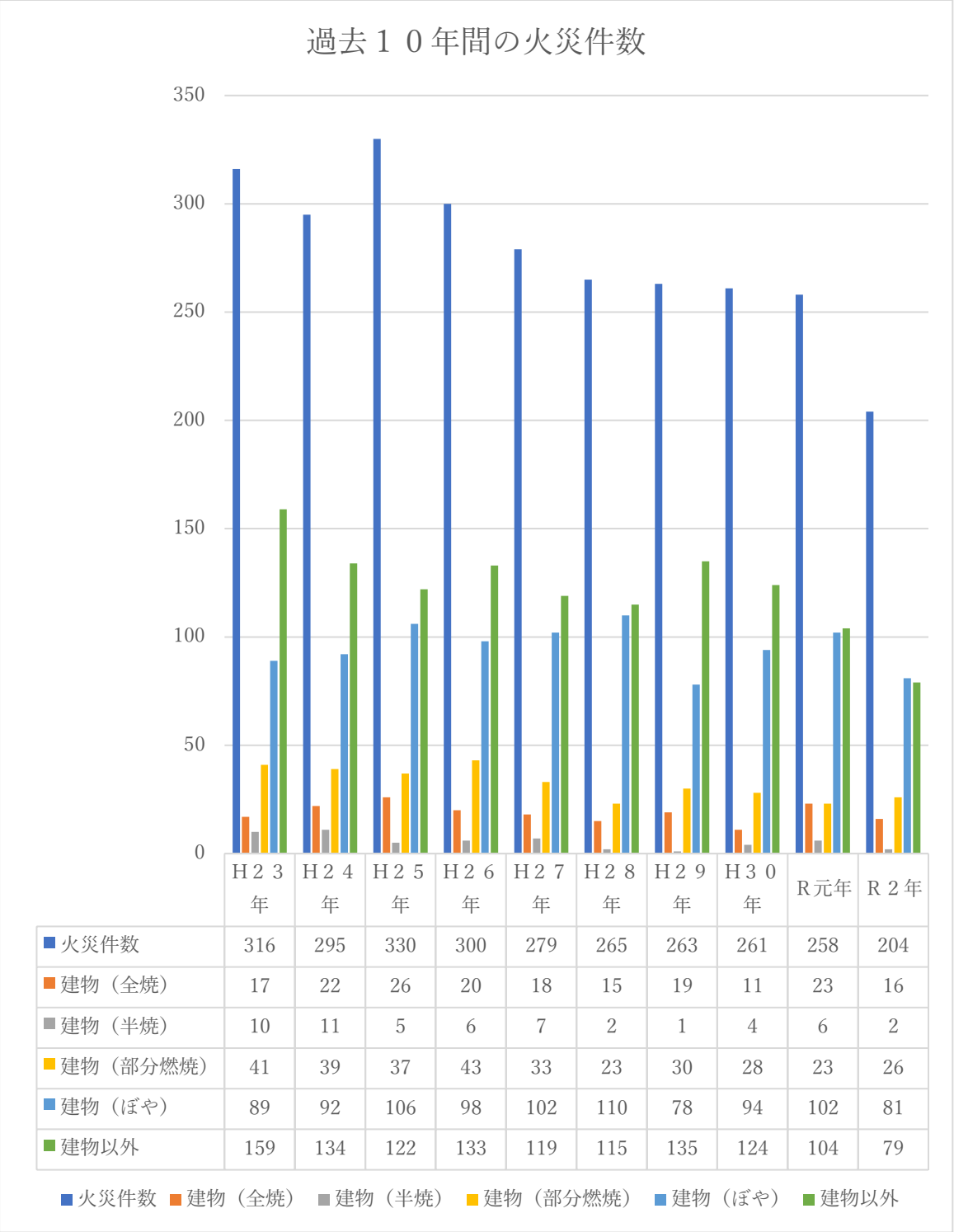

	Ｈ２３年	Ｈ２４年	Ｈ２５年	Ｈ２６年	Ｈ２７年	Ｈ２８年	Ｈ２９年	Ｈ３０年	Ｒ元年	Ｒ２年
火災件数	316	295	330	300	279	265	263	261	258	204
建物（全焼）	17	22	26	20	18	15	19	11	23	16
建物（半焼）	10	11	5	6	7	2	1	4	6	2
建物（部分燃焼）	41	39	37	43	33	23	30	28	23	26
建物（ぼや）	89	92	106	98	102	110	78	94	102	81
建物以外	159	134	122	133	119	115	135	124	104	79

資料１－２

１８　全国における消防職員殉職事案（参考②）

年　月	都道府県	状況	年　月	都道県	状況
H14.5	東京都	工場火災消火活動中	H21.6	兵庫県	建物火災消火活動中
H14.5	北海道	建物火災消火活動中倒壊家屋下敷き	H21.9	岐阜県	ヘリによる救助活動中墜落　※　他2名
H14.11	大阪府	鉄道軌道内救急活動中電車にはねられ	H22.7	埼玉県	ヘリによる救助活動中墜落（3名）※他2名
H14.11	大分県	建物火災消火活動中	H22.12	岐阜県	梯子車取扱訓練中
H15.6	兵庫県	工場火災消火活動中2階が倒壊下敷き（4名）	H23.3	岩手・宮城	東日本大震災（28名）※行方不明者を含む
H15.8	三重県	（ＲＤＦ）消火活動中爆発（2名）	H23.9	兵庫県	風水害で増水した河川に流され
H15.12	兵庫県	建物火災消火活動中空気呼吸器の残圧無し	H24.1	兵庫県	救急出動中トラックと衝突
H16.4	大阪府	救急搬送中交差点で乗用車と衝突	H24.7	岩手県	ヘリによる水難救助訓練中
H16.7	福島県	はしご車点検中転落	H24.9	兵庫県	工場火災（コンビナート）消火活動中
H16.7	埼玉県	ヘりからの降下訓練中転落	H25.5	新潟県	河川で捜索中流され
H17.6	福岡県	林野火災消火活動中火炎に巻き込まれ	H26.8	広島県	土砂災害現場で救助活動中の二次災害
H17.7	福岡県	河川で潜水訓練中	H26.12	富山県	用水路の除雪活動中流され
H17.12	長野県	建物火災消火活動中井戸に転落	H27.6	大阪府	山岳救助活動中
H18.6	愛知県	建物火災残火処理活動中2階が崩落	H29.2	東京都	救助訓練にてロープ宙づり
H18.12	福島県	建物火災残火処理活動中塀に挟まれ	H29.3	長野県	ヘリによる救助活動中墜落（7名）※他2名
H19.3	滋賀県	はしご車車庫入れ誘導中に挟まれ	H29.4	千葉県	建物火災消火活動中
H19.9	埼玉県	長距離歩行訓練中	H29.5	岩手県	屋根のトタンを固定中強風にあおられ転落
H19.10	北海道	建物火災消火活動中（2名）	H29.6	宮城県	救助マット点検中２階から飛び降り着地失敗
H20.7	新潟県	建物火災消火活動中	H29.7	京都府	河川で救助訓練準備中に流されてしまった
H20.7	栃木県	河川で潜水訓練中	H30.8	群馬県	墜落事故〔7名〕　他2名
H20.11	滋賀県	山岳救助で滑落	H31.1	秋田県	火元建物の検索活動中（2名）
H21.5	大分県	ヘリによる水難救助訓練中	H31.1	東京都	火元建物の検索活動中（1名）
			R1.5	和歌山県	山林火災の消火活動中に転落（1名）

令和２年以降

Ｒ２．７	静岡県	倉庫火災屋内検索活動中（３名）
Ｒ２．７	山口県	水難救助訓練中
Ｒ３．３	新潟県	山岳救助訓練中滑落